

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○介護保険法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則……（循環型社会推進課）	91
○理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則………（食品衛生課）	91
○北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則………（住宅課）	91

告 示

○道路の供用の開始………（維持管理防災課）	92
○土砂災害警戒区域の指定………（維持管理防災課）	92
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定………（維持管理防災課）	92

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示（5件）………	94
--------------------------	----

規 則

介護保険法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第19号

介護保険法の一部改正に伴う関係規則の整理に関する規則
（北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則の一部改正）

第1条 北海道循環型社会形成の推進に関する条例施行規則（平成21年北海道規則第4号）の一部を次のように改正する。

第12条第2号シ中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。
（北海道屋外広告物条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道屋外広告物条例施行規則（昭和26年北海道規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号オ中「第8条第27項」を「第8条第28項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第20号

理容師法施行細則及び美容師法施行細則の一部を改正する規則
（理容師法施行細則の一部改正）

第1条 理容師法施行細則（昭和59年北海道規則第114号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式8の事項中「開設予定年月日」を「理容所の開設予定年月日」に改め、同事項の次に次の1事項を加える。

9 開設しようとする理容所と同一の場所で現に美容所が開設されている場合は当該美容所の名称、開設しようとする理容所と同一の場所で美容師法第11条第1項の規定による届出がされている場合（現に美容所が開設されている場合を除き、当該届出をこの理容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。）は当該美容所の開設予定年月日
（美容師法施行細則の一部改正）

第2条 美容師法施行細則（昭和59年北海道規則第116号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式8の事項中「開設予定年月日」を「美容所の開設予定年月日」に改め、同事項の次に次の1事項を加える。

9 開設しようとする美容所と同一の場所で現に理容所が開設されている場合は当該理容所の名称、開設しようとする美容所と同一の場所で理容師法第11条第1項の規定による届出がされている場合（現に理容所が開設されている場合を除き、当該届出をこの美容所の開設の届出と同時にを行う場合を含む。）は当該理容所の開設予定年月日

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月22日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第21号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表道公営住宅の部岩見沢市の項中「596」を「625」に改め、同部芦別市の項中「64」を「40」に改め、同部札幌市の項中「5,475」を「5,311」に改め、同部北広島市の項中「1,353」を「1,316」に改め、同部小樽市の項中「1,200」を「1,176」に改め、同部室蘭市の項中「601」を「590」に改め、同部函館市の項中「1,799」を「1,776」に改め、同部奥尻町の項中「82」を「66」に改め、同部旭川市の項中「1,288」を「1,240」に改め、同

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
士別東山1 (Ⅱ-4-62-1578)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
士別市東山町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
下川班溪 (Ⅰ-4-71-2214)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡下川町班溪 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走天都山1 (Ⅰ-7-7-2501)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市天都山 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走天都山4 (Ⅰ-7-14-2508)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市天都山 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走台町3丁目 (Ⅰ-7-24-2518)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市台町3丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走駒場北1丁目 (Ⅱ-7-17-1864)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市駒場 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走駒場1 (Ⅱ-7-19-1866)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市駒場 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走台町 (Ⅰ-7-8-2502)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
網走市台町2丁目 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
網走台町1丁目 (Ⅰ-7-11-2505)

(2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市台町1丁目（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 網走駒場2（Ⅲ－7－6－642） (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 網走市駒場（次の図のとおり） (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年1月29日付け北海道空知総合振興局告示第5号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課管財係 (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目 北海道上川総合振興局告示第67号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年3月22日 北海道上川総合振興局長 紺 谷 ゆみ子 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) A重油（旭川地区その1） 150,000リットル (2) A重油（旭川地区その2） 285,000リットル 2 落札を決定した日 平成28年3月7日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 旭川石炭燃油株式会社 イ 住 所 旭川市大町2条7丁目21番地287 (2)ア 氏 名 株式会社ホクレン油機サービス イ 住 所 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1番10号 4 落札金額 (1) 35.4円 (2) 32.5円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年2月12日付け北海道上川総合振興局告示第15号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課需品係 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川総合振興局告示第67号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年3月22日 北海道上川総合振興局長 紺 谷 ゆみ子 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) A重油（旭川地区その1） 150,000リットル (2) A重油（旭川地区その2） 285,000リットル 2 落札を決定した日 平成28年3月7日 3 落札者の氏名及び住所 (1)ア 氏 名 旭川石炭燃油株式会社 イ 住 所 旭川市大町2条7丁目21番地287 (2)ア 氏 名 株式会社ホクレン油機サービス イ 住 所 札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1番10号 4 落札金額 (1) 35.4円 (2) 32.5円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成28年2月12日付け北海道上川総合振興局告示第15号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道上川総合振興局地域政策部総務課需品係 (2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号
総合振興局告示及び振興局告示	
北海道空知総合振興局告示第13号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成28年3月22日 北海道空知総合振興局長 金 田 幸 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量 拡張機能付き大型デジタル複写機等の賃貸借 一式 5台の1月当たりの単価及び1枚当たりの単価 2 落札を決定した日 平成28年3月11日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社エム・マツバラ (2) 住 所 札幌市豊平区月寒東4条9丁目5番11号 4 落札金額 基本料金 138,000円 複写料金 1カウントから1,000カウントまで 7.6円 1,001カウント以上 7.6円	北海道オホーツク総合振興局告示第53号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成28年 3月22日

北海道オホーツク総合振興局長 森 田 良 二

1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）及び数量

(1) 入札番号 1

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台（1月当たり41,500枚）

(2) 入札番号 2

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台（1月当たり18,200枚）

(3) 入札番号 3

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台（1月当たりモノクロ17,500枚及びカラー100枚）

(4) 入札番号 4

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台（1月当たりモノクロ3,300枚及びカラー2,500枚）

(5) 入札番号 5

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台（1月当たりモノクロ3,000枚及びカラー1,000枚）

(6) 入札番号 6

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台（1月当たりモノクロ2,800枚及びカラー1,300枚）

(7) 入札番号 7

ア 複写機等の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープル針を除く。）の供給を含む。）一式

イ 調達台数及び調達予定数量 1台（1月当たり280枚）

2 落札を決定した日

平成28年 2月29日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)

ア 氏 名 安田商事株式会社

イ 住 所 斜里郡斜里町新光町31番地13

(2) 1の(2)及び(4)

ア 氏 名 株式会社タカノ商事

イ 住 所 北見市常盤町 3丁目16番47号

(3) 1の(3)

ア 氏 名 株式会社岩崎

イ 住 所 網走市新町 3丁目 3番11号

(4) 1の(5)

ア 氏 名 北日本事務機株式会社

イ 住 所 北見市光西町167番地48

(5) 1の(6)及び(7)

ア 氏 名 株式会社白野商店

イ 住 所 紋別市本町 2丁目 1番23号

4 落札金額

(1)ア 基本料金 16,800円

イ 複写料金 2,000枚まで 1.8円
2,001枚から5,000枚まで 1.8円
5,001枚から20,000枚まで 1.8円
20,001枚以上 1.5円

(2)ア 基本料金 25,000円

イ 複写料金 2,000枚まで 3.3円
2,001枚から5,000枚まで 2.9円
5,001枚から15,000枚まで 2.5円
15,001枚以上 2.4円

(3)ア 基本料金 6,900円

イ 複写料金（モノクロ） 2,000枚まで 1.3円
2,001枚から5,000枚まで 1.3円
5,001枚から15,000枚まで 1.3円
15,001枚以上 1.3円

ウ 複写料金（カラー） 1枚当たり 15.0円

(4)ア 基本料金 7,500円

イ 複写料金（モノクロ） 500枚まで 1.3円
501枚から2,000枚まで 1.3円
2,001枚以上 1.3円

- ウ 複写料金（カラー） 500枚まで 8.0円
501枚以上 8.0円
- (5)ア 基本料金 18,200円
- イ 複写料金（モノクロ） 500枚まで 3.5円
501枚から2,000枚まで 3.5円
2,001枚以上 3.5円
- ウ 複写料金（カラー） 500枚まで 22.0円
501枚以上 18.0円
- (6)ア 基本料金 15,400円
- イ 複写料金（モノクロ） 500枚まで 2.0円
501枚から2,000枚まで 2.0円
2,001枚以上 2.0円
- ウ 複写料金（カラー） 500枚まで 12.0円
501枚以上 10.0円
- (7)ア 基本料金 6,400円
- イ 複写料金 1枚当たり 2.2円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年1月19日付け北海道オホーツク総合振興局告示第1号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道オホーツク総合振興局地域政策部総務課需品係
 - (2) 所在地 網走市北7条西3丁目

北海道十勝総合振興局告示第44号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成28年3月22日

北海道十勝総合振興局長 濱 崎 隆 文

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
乗用自動車の賃貸借（SUV型） 1台 一式
- 2 落札を決定した日
平成28年3月4日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 帯広日産自動車株式会社
 - (2) 住 所 帯広市大通29丁目2番地

- 4 落札金額
26,136円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年1月22日付け北海道十勝総合振興局告示第5号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課
 - (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目

北海道十勝総合振興局告示第45号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成28年3月22日

北海道十勝総合振興局長 濱 崎 隆 文

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
乗用自動車の賃貸借（1台） 一式
- 2 落札を決定した日
平成28年3月4日
- 3 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 帯広日産自動車株式会社
 - (2) 住 所 帯広市大通29丁目2番地
- 4 落札金額
33,264円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成28年1月22日付け北海道十勝総合振興局告示第7号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道十勝総合振興局地域政策部総務課
 - (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目